

第 2 次胎内市総合計画 基本構想

目 次

I 序論	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 総合計画の役割・体系・期間.....	3
2-1 計画の役割.....	3
2-2 計画の体系と期間.....	4
3 第2次総合計画策定の背景.....	5
3-1 第1次総合計画の達成状況.....	5
3-2 市民から寄せられた声（思い）.....	6
3-3 社会情勢の変化と今後の地域課題.....	8
II 基本構想	11
1 胎内市が目指すまちづくり.....	12
<基本構想の枠組み>.....	12
1-1 基本理念.....	13
1-2 人口の展望.....	15
1-3 土地利用構想.....	16
2 まちづくりの目標と政策の方向性.....	17
2-1 子育て・教育・学び.....	18
2-2 健康・福祉.....	19
2-3 産業・雇用.....	20
2-4 生活基盤.....	21
2-5 自治・協働.....	22
● 資料編	23
1 用語集.....	24

I 序論

- 1 計画策定の趣旨**
- 2 総合計画の役割・体系・期間**
- 3 第2次総合計画策定の背景**

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年9月に旧中条町と旧黒川村が合併し、「胎内市」として誕生しました。

これまで、合併に際して策定した「新市建設計画¹」、そして平成18年12月に策定した「第1次胎内市総合計画」に定められた新市の進むべき方向に基づいて、旧中条町、旧黒川村それぞれの特徴を大切にしながら、新しいまちづくりに取り組んできました。

合併から10年、効率化や合併特例債²等を活用した施設整備などを進めながら新市の基盤を整えてきましたが、我が国全体が人口減少社会に突入したことをはじめ、地方行政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。その中で、胎内市が、生まれ・育ち・暮らしている方々にとって、誇りに思えるふるさとであるために、融合を更に深化させつつ、成熟へと向かうまちづくりを進めることが求められます。

そこで、この10年の経験を踏まえ、胎内市の多様な魅力を生かした独自の施策をまとめるのはもちろんのこと、重点的に取り組むべき事項を明確にするとともに、市民と行政の協働のまちづくりを促進すること、行政評価の中で施策の効果検証や改善を実施しやすいような分かりやすい計画にすることを念頭に、平成29年度から始まる「第2次胎内市総合計画」を策定します。

2 総合計画の役割・体系・期間

2-1 計画の役割

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを展開するための指針であり、次の3つの性格を持っています。

① 市政運営の基盤

◇ 胎内市が実施する施策や事業の根拠となる計画であり、様々な分野ごとに策定する分野別計画の方向性を示す今後の市政運営の土台となるものです。

② 協働のまちづくりの羅針盤

◇ 胎内市が今後目指すまちづくりの方向性を明示することで、行政と市民、企業、NPO³等を含んだ多様な主体が、協働でまちづくりを進める際の羅針盤の役割を果たすものです。

③ 広域的な展開の根拠

◇ 国、県や近隣市町村等と共同で、または連携して計画・実施する事業について、相互調整する際の根拠にもなるものです。

2-2 計画の体系と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、社会経済情勢や住民ニーズの変化などに対応していくため、具体的な内容については改定や見直しを実施します。

① 基本構想

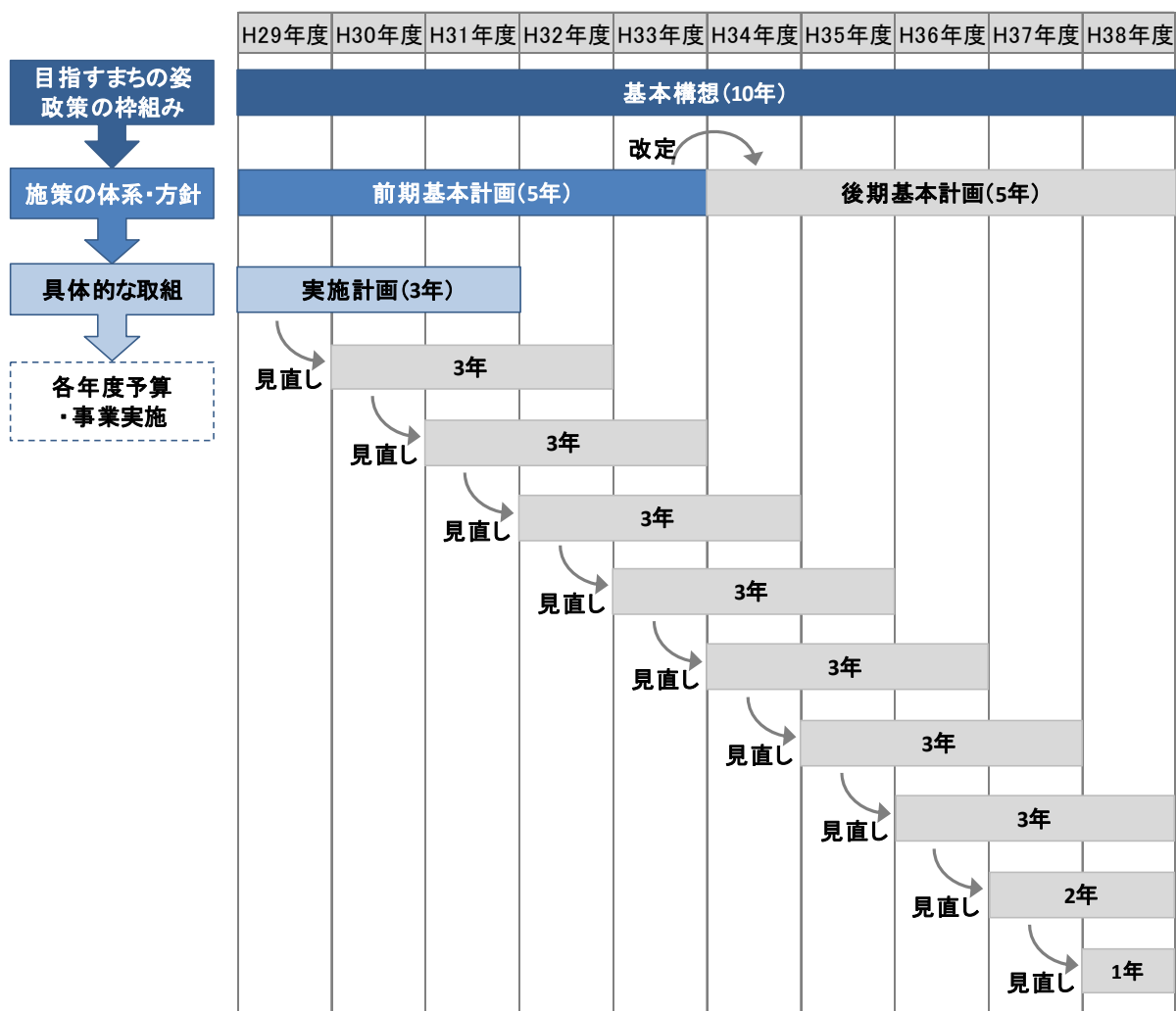
- ◇ 目指すまちの姿と、これを実現するための政策の枠組みを示します。
- ◇ 基本構想は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。

② 基本計画

- ◇ 基本構想で示した政策の枠組みにしたがって、実施すべき施策の体系や方針を示します。
- ◇ 基本計画は、基本構想の中間期に見直しを行うものとし、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を前期基本計画、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 年間を後期基本計画とします。

③ 実施計画

- ◇ 基本計画で示した施策を推進するための具体的な取組（事務・事業）の計画を示します。
- ◇ 実施計画は、原則 3 年間を計画期間とし、基本構想の期間内で定期的な見直しを行います。



3 第2次総合計画策定の背景

3-1 第1次総合計画の達成状況

(1) 施策の達成状況

第1次総合計画では、4つの基本施策と54の施策を掲げて、目標（基本理念、将来人口）の実現に向けて、計画的にまちづくりを展開してきました。その達成状況について、平成27年度に実施した行政評価の結果は、下表のとおりとなっています。

「基本施策1」では関連する多くの事業で目標が達成されており、全ての施策が「順調」または「おおむね順調」となっています。その他の基本施策では、一部に「やや遅れている」と評価される施策が見られます。「基本施策3」が担う産業振興分野、特に観光振興および商業振興などが今後の課題とすることができます。

■ 平成27年度行政評価※1の全体像

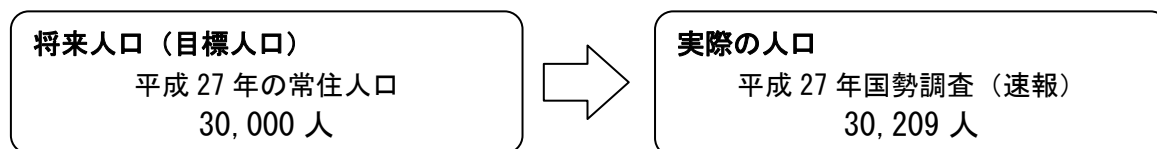
基本施策	達成度※2				合計※3
	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	
基本施策1 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち (自然環境、文化・教育)	1 (7.7%)	12 (92.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13
基本施策2 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち (福祉・健康、少子化対策、人権・平等、都市基盤、防災・防犯)	0 (0.0%)	18 (85.7%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)	21
基本施策3 活力と希望を生み、交流を育むまち (産業、雇用、交流)	0 (0.0%)	8 (72.7%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	11 (12)
基本施策4 新しいしくみにも対応できるまち (行財政、市民参加)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	7 (8)
合 計	3 (5.8%)	42 (80.8%)	7 (13.5%)	0 (0.0%)	52 (54)

※1 胎内市では、施策目的の達成状況や施策に含まれる事務・事業の有効性を点検・評価し、事業の見直しや手段代替の検討を行う行政評価を毎年実施しています。

※2 平成26年度の行政評価以前に完了している施策が2つ存在するため、52の施策の達成度および構成比を記載しています。

※3 ※2の完了した2施策を含む基本施策の合計欄には、平成27年度に評価を行った施策数の合計の下にかっこ書きで当初の施策数を記載しています。

(2) 将来人口（目標人口）の達成状況



平成27年の胎内市の人口は、30,209人（平成27年国勢調査の速報集計（平成28年2月公表））で、第1次総合計画で定めた「常住人口⁴を3万人」という目標を達成しています。

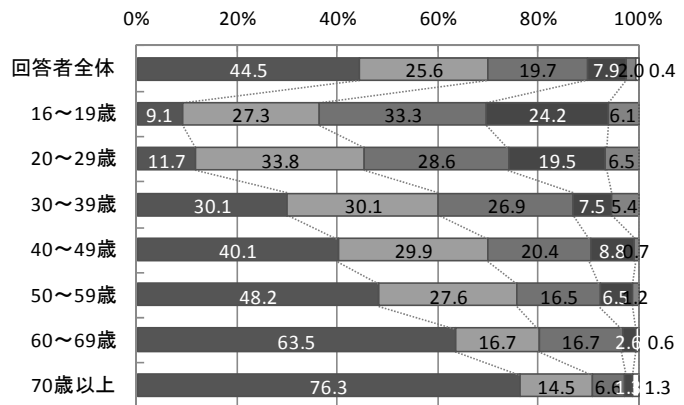
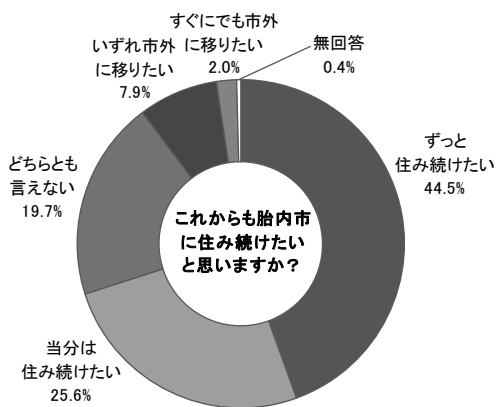
3万人という目標は、第1次総合計画策定時点の人口の推移から推計した数値を踏襲したものであり、これをわずかながら上回ったということは人口の減少傾向を緩和することができたと言えます。

3-2 市民から寄せられた声（思い）

(1) 居留意向

アンケート調査回答者の7割超が、70歳以上では9割超が「ずっと住み続けたい」または「当分は住み続けたい」と回答しています。一方、若い人ほど「どちらとも言えない」、「いずれ市外に移りたい」または「すぐにでも市外に移りたい」という回答が多く、10代、20代では「ずっと住み続けたい」または「当分は住み続けたい」という回答が5割を下回っています。

■ 質問「これからも胎内市に住み続けたいと思いますか？」の回答結果（回答数 751）

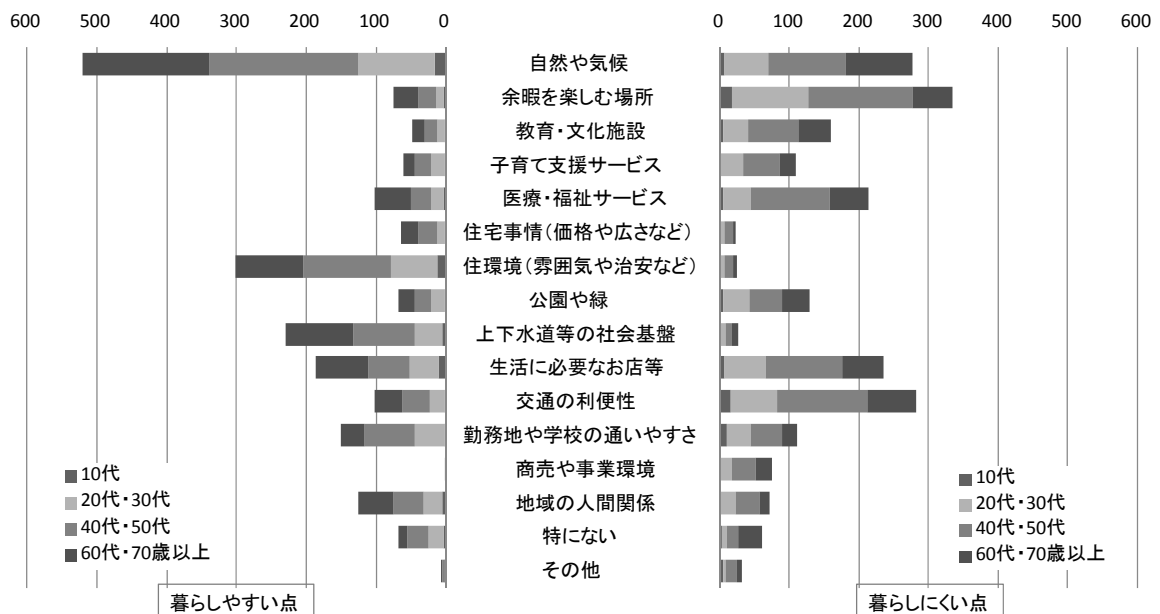


(2) 暮らしやすい点・暮らしにくい点

胎内市の暮らしやすい点は、アンケート調査回答者の7割超が選んだ「自然や気候（豊かな自然がある）」のほか、「住環境（安全で落ち着いた住環境）」や「上下水道等の社会基盤（が整っている）」といった基盤の整備状況に関する内容が多く選ばれています。

一方、胎内市の暮らしにくい点としては、「余暇を楽しむ場所（が不足している）」、「生活に必要なお店等（が不足している）」、「医療・福祉サービス（が不足している）」といった生活支援機能に関する内容が多く選ばれています。「自然や気候」や「交通の利便性」は、暮らしやすい点としても選ばれていますが、降雪やそれに伴う交通の不便さ等が、暮らしにくさの要因ともなっています。

■ 質問「胎内市の暮らしやすい点／暮らしにくい点はどんなところですか？」の回答結果（回答数 751）



(3) 施策に対する満足度^{※1}と今後の優先度^{※2}

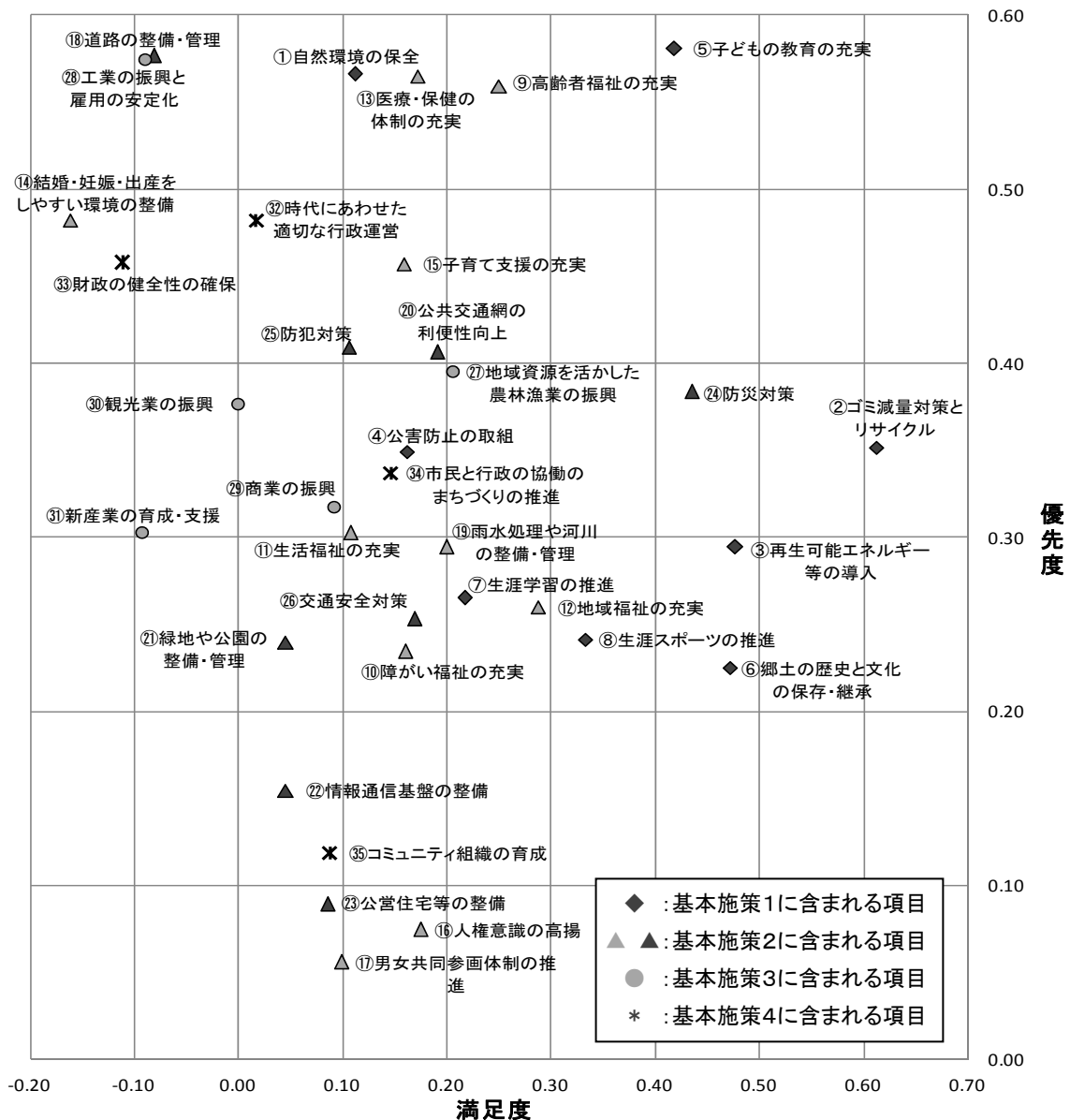
第1次総合計画で掲げた54施策を類似の内容でまとめて34の項目に整理し、アンケート調査で現状の満足度と今後の優先度を尋ねた結果を下図にまとめました。

満足度は、「基本施策1」（自然・文化・教育等）はおおむね高評価ですが、「基本施策3」（産業・雇用等）、「基本施策4」（行財政等）は全体的に評価が低くなっています。この点で、いくつか課題のある箇所はあるものの全体的にはおおむね順調という行政評価（3-1（1））の内容とは若干のかい離が見られます。

優先度は、自然環境の保全（①）、子育て・少子化対策（⑤⑭⑮）、医療・介護（⑨⑬）、道路交通（⑱⑳）、防犯対策（㉕）、工業振興と雇用の安定化（㉘）、行財政（㉚㉛）が特に多く選ばれています。

満足度が高く優先度も高い「子どもの教育の充実」は、更なる拡充が期待されていること、その他の項目、特に⑱道路の整備・管理（除雪関連）や㉘工業の振興と雇用の安定化等は、現状に満足していないため優先度が高くなっていることが分かります。

■ 満足度×優先度



※1 満足度を5段階で尋ねた結果から、「満足している」2点～「満足していない」-2点を与えて算出した平均点

※2 「今後優先的に取り組む必要がある」として選んだ人の割合

3-3 社会情勢の変化と今後の地域課題

① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

胎内市の人口は、昭和50年をピークに少しずつ減少を続けていましたが、我が国が人口減少社会に突入したと言われる平成20年前後からその傾向が加速しています。これは、進学および就職に伴う若年層の流出により転出超過となっているところに、若年層の晩婚化・非婚化等による出生数の低下と高齢者人口の増加による死亡数の増加が加わった構造的な問題とすることができます。最新の統計では、国の推計よりも若干人口減少の速度が鈍化していますが、楽観視はできない状況です。

若年層の流出による労働者人口の減少と、それに伴う地域経済の縮小や税収の減少が懸念されます。高齢化に関しては、昭和22年から24年の第一次ベビーブームに生まれた世代が75歳以上となる平成37年に向けて、医療・介護の需要増大への対応や日常生活における移動手段の確保等が大きな課題となってきます。

我が国全体が人口減少社会に突入した現在、胎内市の人口減少はある程度避けられないとしても、その影響をできるだけ抑えながら、将来にわたって活力ある地域・ふるさとをいかに維持していくかを考え、総合的な対策を講じていくことが求められます。

② 多様化する価値観・ニーズへの対応

国内経済が低迷し高度経済成長期のような所得や消費の大幅な増加を期待できないことが明らかになる中で、市民生活における質の充実、多様性への対応が大きなテーマになっており、個人の生活の満足度や幸福度を考える上では、所得などの経済的要素だけではなく、家族や社会との関わり合いなども重要な要素であると言われています。

そのような背景の中で、近年は特に、子育て支援や子どもの教育に対するニーズが高まっています。胎内市では子育て環境の充実やファミリーサポートセンター⁵など子育て支援の取組を進めていますが、今後も十分に周知をした上で、これらに取り組むことが求められています。

また、少子化の影響による市内の小中学校の再編が大きなテーマとなってきます。今後地域との対話を重ねながら、子どもたちにとって望ましい学びの環境を整えていくとともに、身近な学校への進学を志向する市内の中学生や市外からの進学希望者がより多く集まる市内高等学校となるよう魅力向上の方策を探っていくことが求められます。

③ 福祉課題の多様化・複合化

景気の低迷や高齢者人口の増加等により、不安や問題を抱える方々が増加しています。更に、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下、各種の虐待、貧困といった多様な問題に関して、地域や行政の目が届かないケースやこうした問題が複合的に発生するケースも増えてきています。

本市では、このような福祉課題の早期発見と予防のための健康づくりに積極的に取り組んできましたが、核家族化や近所付き合いの希薄化等により、不安や問題を抱える方々を支える身近な力が弱まってきており、コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成や地域での支え合い活動など共助⁶の取組の促進や多様な機関・制度が連携して問題に対応する体制の構築が求められています。

④ 産業の振興と観光の活性化

製造業が市内総生産の約1/3を占める胎内市にとっては、労働力人口の減少や地域経済の縮小傾向が想定されるところとなっています。市内には複数の大企業が立地され、新規で進出する企業もあるものの、工業団地にはまだ空きが見られます。ここ数年は、有効求人倍率が上昇していますが、医療、福祉分野等を中心にしたものであり、市全体では雇用情勢が好調とは言い切れない状況です。

いずれの産業についても、長引く景気の低迷に加えて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定⁷交渉の大筋合意により今後の経済・雇用情勢も不透明さが懸念される中、地域経済の活性化や安定的で良質な雇用の確保が課題となっています。

とりわけ農業分野では、従事者の高齢化の進行や後継者不足等もあり、担い手の減少や耕作放棄地の増大が懸念されます。

また、本市の特徴の1つである観光分野では、近年は観光入込客数もわずかに増加していますが、更なる活性化に向けて、周遊を堪能できる観光ルートの確立や二次交通手段の確保等が重要な取組になってきます。

⑤ 環境・防災意識の高まりと情報技術革新

豊かな自然に恵まれた胎内市では、市民の多くがこの「豊かな自然」を暮らしやすさの要因としてあげており、自然環境の保全に対する市民のニーズが高くなっています。一方で、山・川・海を有する立地は、身近に様々な自然災害のリスクを抱えているということも意味します。

特に、東日本大震災以降、全国的に防災対策やエネルギー政策など、身の回りの環境を見直す意識が高まっており、高齢化に対応した地域の防災力の向上や自然環境と調和したライフスタイルの確立といった新しい課題が生じてきています。

更に近年では、都市の活動を計測・制御する技術や人工知能（AI）、IoT⁸、ビッグデータ⁹の活用といった都市構造にも影響を及ぼすような情報通信分野の技術革新が起きており、こうした新しい技術を活用したまちづくりを通じて、上記のような課題を含めた総合的な都市問題の解決が期待されています。

⑥ 協働の重要性

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す「地方創生」の取組が、平成26年度から全国一斉にスタートしました。胎内市においても、平成27年9月に胎内市版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「しごと」と「ひと」の好循環づくりと、「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化に取り組んでいるところです。

一方、胎内市の財政状況は、合併以降の財政健全化の取組により、公債費比率¹⁰の大幅な低減を実現していますが、今後は普通交付税の算定の特例の縮減・終了や老朽化する公共施設等を含めた社会基盤の維持管理の負担増加など厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況の中で「地方創生」に取り組んでいくに当たっては、これまで以上に行財政の効率化を進めるとともに、市民、企業、NPOなどが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、様々な行政分野において積極的に市民協働による取組を進め、地域の総合力を高めていくことが求められています。

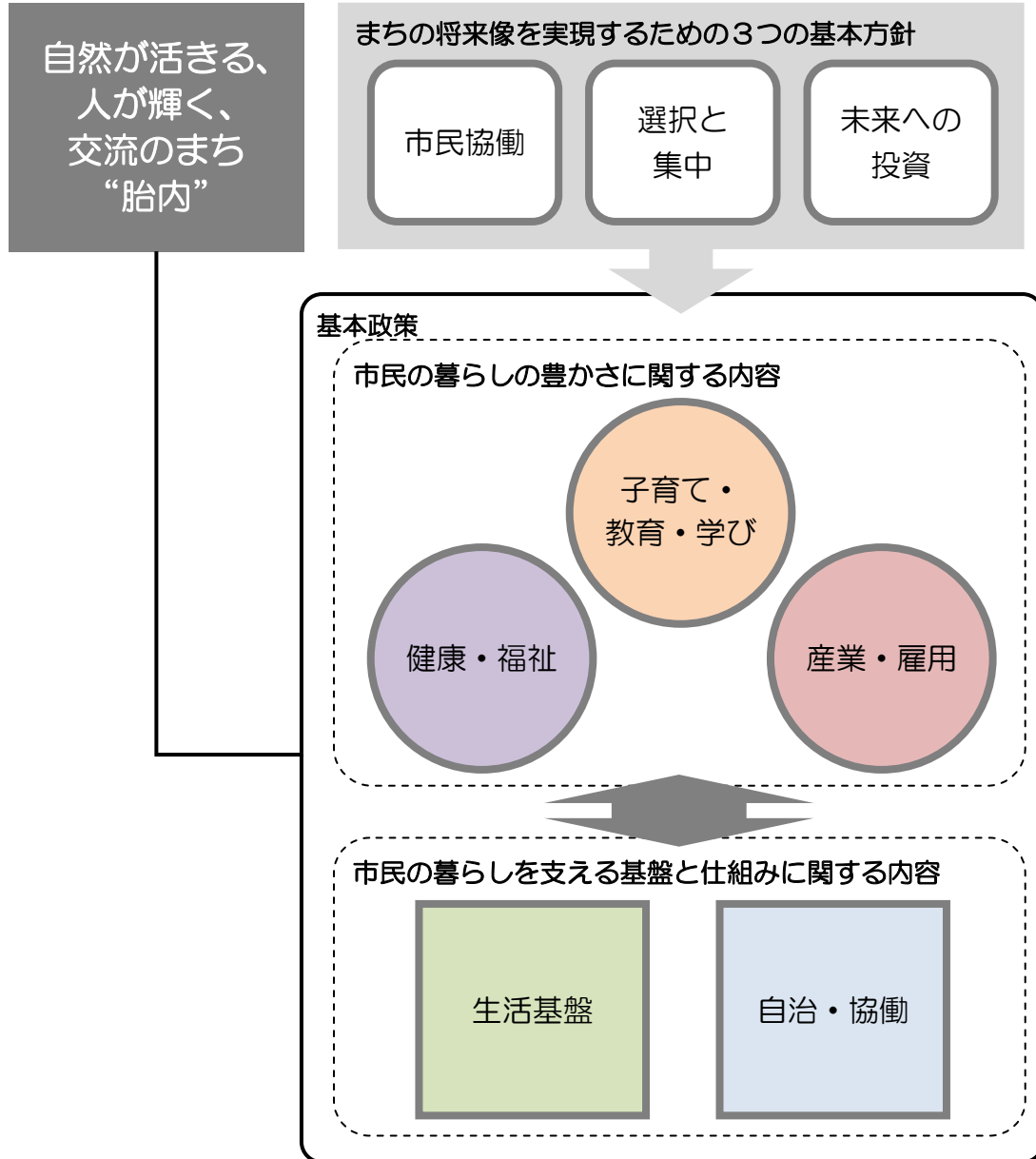
II 基本構想

- 1 胎内市が目指すまちづくり**
- 2 まちづくりの目標と政策の方向性**

1 胎内市が目指すまちづくり

<基本構想の枠組み>

基本理念（まちの将来像）



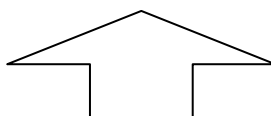
1-1 基本理念

(1) 市全体で共有するイメージ

胎内市は、第1次総合計画において、新市の進むべき方向を「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」と定め、まちづくりに取り組んできました。

市民共有の財産である豊かな自然を生かしながら、住む人も訪れる人も視野に入れた、ここでしかない産業や交流を展開し、自律的なまちづくりを目指すことを第2次総合計画においても継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

自然が活きる、人が輝く、交流のまち “胎内”



自然が活きる

母なる胎内川や四季の変化に富んだ山並みをはじめとする豊かな自然と、安心して暮らせる生活基盤、更に先人達が築き上げてきた歴史・文化に囲まれた心安らぐふるさとを次世代に引き継ぐという思いを表しています。

人が輝く

“まちづくりは人づくり”と言われることもあるように、まちの発展を支え、これを継承していくのは“人”であるという認識のもと、行政だけではなく、市民ぐるみでの人づくりが大切にされ、市民一人一人が主人公として輝くことができるまちを実現するという思いを表しています。

交流のまち

近所同士の支え合いや関心を共有する市民のつながり、そして、足りないところは外のカも借りながら、人・もの・情報が行き交う活力のあるまちを実現するという思いを表しています。

(2) まちの将来像を実現するための3つの基本方針

基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」に変わりはありませんが、まちを取り巻く環境がこれまでの10年とこれからの10年では異なります。

第2次総合計画では、社会情勢や胎内市の抱える課題に対応し、活力あるまちを次世代に引き継ぐため、次の3点を市政に共通する基本方針に据えて、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

① 市民協働 ～市民と連携～

人が輝くまちづくりには、市民が自ら地域の今後のあり方を考え、その実現に向けて持てる力を発揮できることが重要です。そのために、行政にはこれらの活動を適切に支援することが求められています。

国や地方自治体の財政は厳しさを増す中、多様化する市民の価値観を反映し、まちの魅力や住みやすさを向上させるためにも、市民と行政の新しい関係のもと、まちづくりを協働で進めることが重要です。

② 選択と集中 ～限りある財源を真に必要とするところへ～

人口減少社会を迎える中、これまで整備してきた公共施設等を含めた社会基盤は、地域資源として胎内市の貴重な財産となっていますが、あらゆるものを等しく維持・更新していくことは、将来に向けて大きな負担になっていくという懸念があります。

これからの時代においては「ないよりもあった方が良い」という発想ではなく、真に必要で求められることを、まさに選択と集中を基軸にして様々な施策に取り組むことが求められています。

従来のままの考え方ではなく、行政評価等を踏まえながら、経営的視点も念頭に置いて、折に触れて再点検を行い、施設や事務・事業を整理または統合していくことが大切であり、そのことが、次の「③未来への投資」を行う余裕をつくるためにも必要となってきます。

③ 未来への投資 ～持続可能性を求めて～

少子高齢化の進展等により市内の若者が更に減少する懸念があることから、まちの活力が失われていくことのないように対応していくことが求められます。

これからの胎内市を支える魅力的な人材やこれを受け入れる雇用が存在し続けるまちであるために、まちの情報や魅力を発信し、地域内外の力をまちづくりに取り込むことが必要不可欠です。そのためには、長期的な視野に立って様々な地域資源の中から価値あるものを見つけ、それを育み・継承していくことが大切です。

またその際には、人材・産業を育成する教育やインキュベーション¹¹の仕組みづくり、情報技術革新やビッグデータの活用といった若者や民間企業をひきつける新しい分野にも踏み込んだ取組とすることやこのような挑戦が新たな重荷とならないよう、狙いを定めて過大な投資を避けることも重要です。

1-2 人口の展望

(1) 将来人口

胎内市の人口は、第二次世界大戦の終戦直後に急増し、設備投資主導型と言われる第一次高度経済成長期（～昭和39年）まで緩やかに増加が続きました。その後人口は3.6万人前後で安定していましたが、いわゆるバブル経済の崩壊（平成3～5年）後に減少が始まり、合併をした平成17年以降はその傾向が加速しています。これは人口減少社会に突入したと言われる全国平均よりも少し早いペースです。

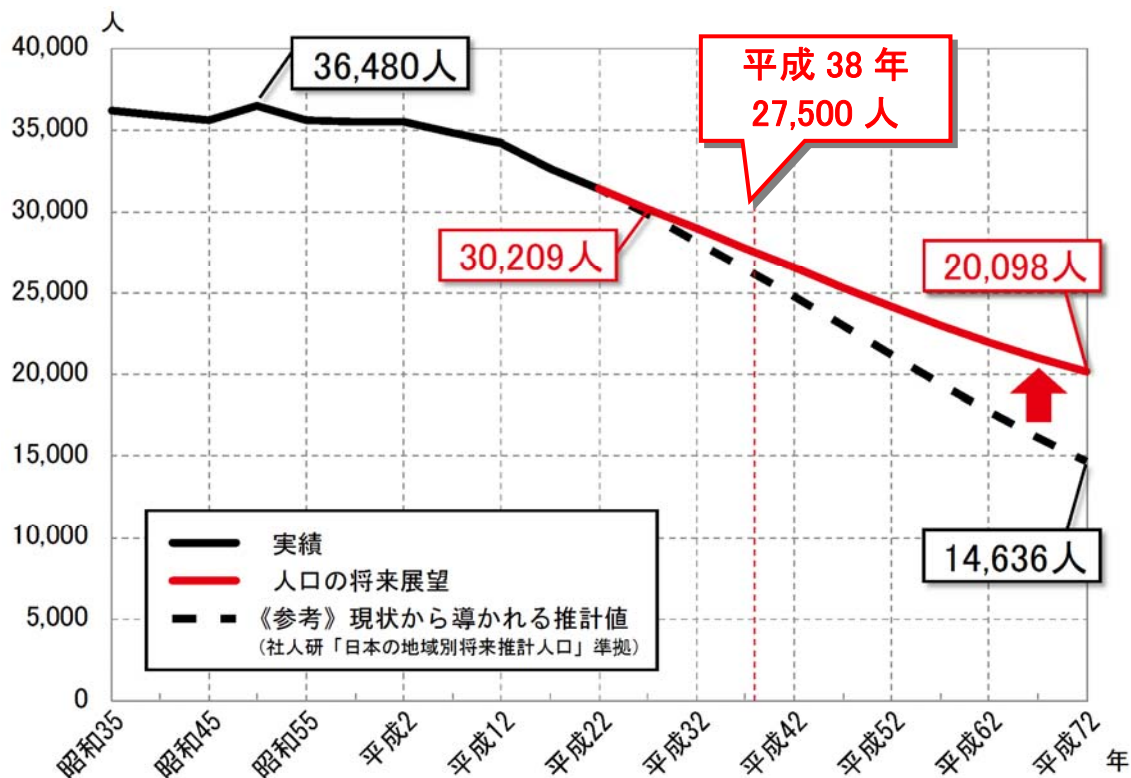
国立社会保障・人口問題研究所が実施している「日本の地域別将来推計人口」によれば、これから胎内市の人口は年300～400人程度の減少が続き、平成72年には現在の半分以下まで縮小する可能性があると言推計されています。

何もしなければ訪れるこのような状況に対して、平成27年9月に策定した「胎内市人口ビジョン」では、“30年かけて30年前と同水準の出生率2.1まで回復する”“若者をターゲットにしたUJターン¹²や定住を促進し、社会増の増加と人口構成の若返りを図る”ことで、平成72年まで総人口2万人を維持するという展望を掲げています。

第2次総合計画で想定する将来人口は、この胎内市人口ビジョンで掲げた“平成72年に2万人”の通過点となる平成38年に27,500人とします。

平成 38 年の人口：27,500 人

■ 胎内市の人口の将来展望



1-3 土地利用構想

胎内市の豊かな自然をここでしかできない産業や交流に活用し、住む人にやさしく快適で、訪れる人にも潤いを提供する自然と共生するまちづくりに取り組みます。

① 都市的土地利用

- ◇ 市民活動や産業活動の基盤として、まちの活力の源となる都市的土地利用は、人口減少が進むことを考慮して、量的拡大を抑制し、質の充実を図るコンパクトで持続的なまちづくりを進めます。
- ◇ 中学校区のような生活圏を単位として、拠点性の維持・向上を図るとともに、公共交通等により相互連携を高めることで、高齢者や子育て世帯など誰もが健康に暮らし続けられるネットワーク型コンパクトシティ¹³を実現します。
- ◇ 工業団地の有効活用や交流の促進のため、道路・交通ネットワークの強化や交通結節点¹⁴の機能強化を検討します。

② 自然的土地利用

- ◇ 水源のかん養地や貴重な野生生物の生息地等となるものであり、胎内市の貴重な財産として、自然環境の保全・再生に継続して取り組みます。
- ◇ 山・川・海の代表的なレクリエーションの場では、美しい景観づくり、自然とふれあえる環境づくりを進め、自然環境の保全とともに、その利用の増進を図ります。
- ◇ 環境教育や企業の社会貢献活動等の優れた取組の拡充を図り、自然環境の保護と適切な管理を推進します。

③ 農林業的土地利用

- ◇ 担い手の不足が深刻な問題になることが懸念される農林業的土地利用は、生産性の向上や自然的土地利用と同様の多面的機能の保持に向けて、適切な維持管理に努めます。
- ◇ 生産性が高く規模拡大が比較的容易な箇所では、生産性の向上に重点を置いて、効率的かつ安定的な担い手への農地の集積を促進します。
- ◇ 中山間地域等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、多面的機能の維持を念頭に、集落内での互助による営農や経営体の強化、グリーン・ツーリズム等の都市との交流・連携を促進します。
- ◇ 遊休農地や耕作放棄地となっている箇所等では、上記のような場所とは明確に区分して、自然に戻していくことも検討します。

2 まちづくりの目標と政策の方向性

基本理念を実現するため、次の5つの政策の柱を定めて、計画的にまちづくりを進めます。

基本理念 自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”

基本政策1 子育て・教育・学び
～子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり～

基本政策2 健康・福祉
～健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり～

基本政策3 産業・雇用
～人をひきつける活力のあるまちづくり～

基本政策4 生活基盤
～まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり～

基本政策5 自治・協働
～市民と行政の協働によるまちづくり～

2-1 子育て・教育・学び

子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 親世代の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と子世代の明るい未来を支える手厚い支援体制を構築し、結婚・出産・子育てを応援する社会の実現を図ります。
- ◇ 家庭、地域、学校等が一体となって子どもの成長を見守る環境づくりや、ふるさと体験学習や全国的にも優れたキャリア教育といった特徴的な教育プログラムの提供により、ふるさとを思い、自らの目標と夢を持ち続けられるたくましい人材を育成します。
- ◇ 地域に根ざした歴史・文化資源にふれてその価値を発見したり再認識したりする機会や、こうした資源の魅力を地域内外に発信して交流する機会を設け、歴史・文化の継承と地域への愛着の醸成を図ります。
- ◇ 胎内市の豊かな自然環境や多様な生涯学習施設、スポーツ施設等を活用して、市民の自主的な活動を応援し、生涯学習や生涯スポーツ、まちづくりに取り組む市民の裾野を広げます。

(2) 10年後のまちの姿

- ◇ 市民が生活を楽しみ、まちづくりに主体的に関わり、それが更に人を呼び込むような好循環が生まれている。
- ◇ 適切なサポートによって、結婚・出産の希望をためらったり、諦めたりする人が減り、市内に若い世代の家族や子どもが増えている。
- ◇ 子育てや教育に際して周りから支援を受けた市民が、ある時期を経て、互助の精神で支援をする役割を担い、支援の輪が広がり、続いている。
- ◇ 生涯を通じて、歴史や文化を含めた知識の探究やスポーツ活動、まちづくり活動などを楽しみながら、生きがいや人とのつながりを得ることができるまちになっている。
- ◇ それぞれの関心事や得意分野を生かして活躍している大人を見て、自然に学習意欲や胎内市への愛着を持つ子どもが増えている。
- ◇ 胎内市の子育て・教育・学びに対する内外の評価が一層高まり、それらのことに魅力を感じ、胎内市を訪れたい・胎内市に住みたいという人が増えている。

2-2 健康・福祉

健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 健康診断・保健指導を受け、食事や運動、休養等の適切な生活習慣を身につける「疾病予防対策」と、人とのふれあいや生きがいを持つなどの「元気増やし対策」を推進し、生活の質の向上・維持を目指します。
- ◇ 医療・介護資源の拡充と地域の支え合いを推進し、拡大する高齢者福祉のニーズに対応する住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。
- ◇ 各地域で行われているサロン活動など地域のつながりの中で問題を早期に発見し、相談や支援に迅速につなげる体制を市民と協働で構築し、病気や障がい、生活困窮をはじめとする困難を抱えた人が自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(2) 10年後のまちの姿

- ◇ あらゆる人が自分の居場所や役割を見つけ、誇りを持って暮らし続けることができるまちになっている。
- ◇ 健康づくりや病気の予防に気を配る意識が浸透し、人とのつながりや生きがいをもって生き生きと活動する人が増え、医療や介護を必要とする人には適切なサービスが提供されている。
- ◇ 医療や福祉、ボランティア等の支えによって、自宅で親しい人に見守られながら安らかな最期を迎える人、それを希望する人が増えている。
- ◇ 助ける側・助けられる側の区別なく、困った時にはお互いに手を差しのべる支え合いの文化が地域に根付いている。

2-3 産業・雇用

人をひきつける活力のあるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 中小企業を中心とする既存企業の振興拡充と新潟中条中核工業団地等への企業誘致という両輪によって、主要産業である工業・製造業を中心に地域経済の活性化や安定的で良質な雇用の確保を図ります。
- ◇ 生産の効率化や大規模化による生産性の向上、米粉や甘草を活用して進められている6次産業化¹⁵や特徴的な商品・サービスの開発による収益性の向上を推進し、魅力ある農林水産業の育成を図ります。
- ◇ 市内に不足する業種の展開や地域資源を生かした新たなチャレンジ、市内で独立・起業する技術者等への支援、再生可能エネルギー¹⁶をはじめとする次世代産業の育成によって、新たな活力と雇用の創出を図ります。
- ◇ 魅力のある市内企業や意欲を持った市民、地域・行政が協働して、交流人口および定住人口（Uターン）の増加による地域経済の活性化や多彩な人材の確保を進めるとともに、次世代の働き手である子どもたちが市内企業を身近に感じるためのきっかけの創出を図ります。
- ◇ 歴史・文化を生かした体験型のプログラム等の提供による交流や教育の振興、飲食サービスや農畜産物等の製造・販売と連携した収益性の向上等により、胎内リゾートをはじめとする多様な観光資源や豊かな自然資源の更なる有効活用を図ります。

(2) 10年後のまちの姿

- ◇ 生産年齢人口は減少するものの、地域経済の好循環が図られ、まちの稼ぎ（域外からの流入と域内の循環）が増加している。
- ◇ 安定した収入が得られ多様な働き方ができる職場が増え、進学で一度まちを出た若者のUターンや女性の就労が増加している。
- ◇ 豊かな自然等の地域資源を背景に様々なかたちで「胎内ブランド」が確立し、地域の人やお金の流れが活性化している。
- ◇ 市内に不足する業種の展開や市内での独立・起業など新たなチャレンジが生まれている。
- ◇ おもてなしの心をもって観光客を受け入れる体制が整い、胎内市を訪れるリピーターに加え、今まで胎内市を訪れたことの無い人も訪れて、魅力を感じる人が増えている。

2-4 生活基盤

まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 市民との協働により白砂青松をはじめとする自然環境の保全を図りながら、自然体験や再生可能エネルギーの導入等の自然を活用する取組を一体的に推進します。
- ◇ 大気・水・臭気・騒音の基準が遵守された快適な生活環境を形成します。
- ◇ 既存施設等を有効活用しながら、コンパクトなまちづくりと地域交通の利便性向上を進め、中心部と周辺部を有機的に連結し、快適で利便性の高い都市基盤の形成を図ります。また、産業を支える道路等の基盤の再整備や転入希望者の受け皿となる魅力的な住宅・宅地の確保等の都市の持続的な成長に向けた方策を検討します。
- ◇ いつ起きるか分からない地震等の自然災害、交通事故や犯罪被害等から市民の生命・身体・財産を守ることを目的に、ハード事業とソフト事業の両面から災害等に強いまちづくりを推進します。

(2) 10年後のまちの姿

- ◇ 自然環境と都市機能が調和する魅力的な環境が市内外の人をひきつけている。
- ◇ 豊かな自然がより魅力的な形で受け継がれ、市民の生活の中に自然とふれあう場面が広がっている。
- ◇ 高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設などを核にして、まちなかに人が集っている。
- ◇ 公共施設等を含めた社会基盤の維持管理や防災・防犯対策が適切に行われ、生活上の不安（将来への不安や安全面の不安）が解消されている。

2-5 自治・協働

市民と行政の協働によるまちづくり

(1) 政策の方向性

- ◇ 地域の特徴を生かしたまちづくりや次世代育成等の重要な課題に取り組んでいくため、市民との協働や産官学金労言¹⁷の連携、職員の能力向上等に努め、胎内市全体の問題解決力の向上を図ります。
- ◇ 市政やまちづくりに関する分かりやすい情報の提供や、市民の発意による事業や活動を応援する仕組みの構築を進め、社会参画・行政参画に関心の低い方々を含めた市民全体が当事者意識を持ち、協働のまちづくりが生まれる土壌の整備を図ります。
- ◇ 人権教育や啓発活動に取り組むとともに、生まれや性別、年齢や育った環境、外見的な違い等による差別や偏見のない社会の実現を目指します。
- ◇ 多様性の尊重と機会均等の原則のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する環境の整備や啓発活動を推進し、誰もが役割とやりがいを見つけることができる社会の実現を目指します。
- ◇ 行政評価を踏まえながら、まちづくりの新たな価値を創出することに資するような行財政改革を推進し、市民等の満足度を高める質の高い行財政運営に努めます。

(2) 10年後のまちの姿

- ◇ 市民と行政との信頼関係が深まり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持つ自立した市民・団体が活躍している。
- ◇ 家庭や仕事・学習、地域活動等を無理なく両立し、自助自立の風土の中で、女性や若者の活躍がまちの新しい活力につながっている。
- ◇ 市民一人一人が自分の個性と能力を十分に発揮し、尊厳を持って生活できるまちになっている。
- ◇ 地域の課題解決に際して市民や地域の力、企業の力、行政の力が最大限発揮され、胎内市の公的サービスの水準が向上している。
- ◇ 効率的な行政運営によって市の財政状況が改善し、時代に対応した新しいチャレンジができる余裕が生まれている。

● 資料編

1 用語集

1 用語集

- ◇ 本文中で使用した専門的な用語等の説明を登場順に掲載します。
- ◇ 各用語冒頭の数字は文中の表記と対応しています。

1 新市建設計画

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の定めにより自治体の合併に際して作成されるもので、合併後のまちづくりに関する基本的な方針を示す計画のこと。

2 合併特例債

市町村合併を推進する財政支援措置の一環として、新市建設計画に盛り込まれた事業について時限的に認められた借入金（地方債）のこと。対象となる経費の95%まで借り入れることができ、返済の70%を地方交付税として措置するといった点が特徴。地方公共団体は通常よりも少ない負担額で施設の整備等を行うことができた。

3 NPO

Non-Profit Organization の略で非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体を指す。

4 常住人口

調査時に普段住んでいる場所で調査した人口。「普段住んでいる」の判定は、3か月以上居住しているか、または居住しようとしているかで行っている。学校の寄宿舎から通学している場合、入院患者、在監者、船舶などに例外がある。

5 ファミリーサポートセンター

地域において子育てが家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」が互いに助け合う会員組織です。

6 共助

自分の身を自分の努力によって守る「自助」、国や都道府県、市町村の対応による「公助」に対して、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が協力して実施する福祉や防災等の支え合いの活動を指す。

7 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

太平洋を囲む国々（現在交渉に参加しているのは12か国）の間で、関税だけでなくサービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など幅広い分野で共通のルールを構築する経済連携協定で、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来を活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることを旨とするもの。

8 IoT

Internet of Things の略。日本語では「モノのインターネット」と訳されている。例えば家電や車などの日

常使っているモノをインターネットにつなぐことで、新たな価値やサービスが生まれつつある分野である。

9 ビッグデータ

インターネットの発達に伴い発生した、整理・活用されていない莫大な量のデータのこと。例えば、個人が発信する文字情報や画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、気象情報、医療情報などが該当し、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな事業の展開が期待されている。

10 公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、財政状況の判断基準の1つとなっている。

11 インキュベーション

英語で「(卵などが) ふ化する」を意味する言葉。これになぞらえ、起業家の育成や新しいビジネスを支援する施設を「(ビジネス) インキュベーション」と呼ぶ。

12 UJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

13 ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地する集約型の都市構造を「コンパクトシティ」と呼ぶ。市内の複数の拠点に各種施設や住居がまとまって立地する胎内市では、こうした拠点を公共交通や道路交通網（ネットワーク）で結び、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく必要な施設を利用できるような「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。

14 交通結節点

交通機関の乗り換え・乗り継ぎが行われる場所や施設を指す。胎内市においては、自動車・二輪車・歩行者と電車の乗り換えを行う中条駅や平木田駅が主な交通結節点となる。

15 6次産業化

農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。
1次×2次×3次＝6次産業または1次＋2次＋3次＝6次産業を意味する。

16 再生可能エネルギー

石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から生み出したものではなく、太陽光や風力、地熱等、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーを指す。

¹⁷産官学金労言

産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の高等教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道諸機関の略。